

## 夫や妻を養っている人

## POINT

総所得が38万円以内の配偶者がいる場合には「配偶者控除」、38万円を超えていても、76万円未満であれば「配偶者特別控除」が受けられます。

## チェックポイント

- 配偶者の所得は38万円以内なら「配偶者控除」
- 38万円を超えていても、76万円未満なら「配偶者特別控除」

### 1 「収入のない配偶者」を養っている人は「配偶者控除」

「収入のない配偶者」を養っている人は、「配偶者控除」として最低でも38万円の控除を受けられる可能性があります。

この配偶者控除を受けるためには、12月31日時点で申告者と生計を一にする配偶者の年間合計所得金額が38万円以下の場合に限られます。この条件を満たす配偶者のことを「控除対象配偶者」といいます。

控除額は、控除対象配偶者の年齢と控除対象配偶者が特別障害者に該当するかどうかで異なりますが、最低で38万円、最高で83万円です。

- ① 配偶者の年間合計所得金額が38万円以内
- ② 他人の扶養親族ではない
- ③ 青色申告や白色申告の「事業専従者」ではない

### 2 パートやアルバイトで稼いでいる配偶者がいる人

生計を一にする配偶者の年間合計所得金額が38万円を超えている場合には、「配偶者控除」は受けられませんが、「配偶者特別控除」という控除を受けられる可能性があります。

この「配偶者特別控除」は、確定申告をする本人の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にしている配偶者の合計所得金額が38万円超



～76万円未満の場合に受けられる所得控除です。

注意点は、「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、どちらかひとつしか受けられないことです。どちらの控除を受けられるかは、合計所得金額で判断します。

また、配偶者が「事業専従者（白色申告の場合のみ）」や「青色事業専従者（青色申告の場合のみ）」になっている場合には、配偶者控除も配偶者特別控除も認められません。

#### ■ 配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除の額
38万円超～40万円未満	38万円
40万円以上 45万円未満	36万円
45万円以上 50万円未満	31万円
50万円以上 55万円未満	26万円
55万円以上 60万円未満	21万円
60万円以上 65万円未満	16万円
65万円以上 70万円未満	11万円
70万円以上 75万円未満	6万円
75万円以上 76万円未満	3万円
76万円以上	0円

#### ■ 配偶者控除と配偶者特別控除の見極め

対象	配偶者控除	配偶者特別控除
確定申告者 本人の要件	要件なし	合計所得金額 1000万円以下
配偶者の所得	38万円以下	合計所得金額 38万円超～76万円未満
控除額の基準	配偶者の年齢など	配偶者の合計所得金額